

平成 27 年 松 本 市 議 会 2 月 定 例 会
議 案 説 明

1 議案

議案番号	件 名	概 要
第 1 号	松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例	<p>1 教育に関する事務の職務権限の特例について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容 教育委員会の職務権限のうち、市長が管理し、及び執行する事務 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>
第 2 号	附属機関の見直しを図るための関係条例の整備に関する条例	<p>1 附属機関の委員の見直しに伴い、関係条例を一括改正するもの</p> <p>2 見直しをする附属機関 (1) 国土利用計画審議会 (2) 消費者問題協議会 (3) 住居表示審議会 (4) 環境審議会 (5) 青少年問題協議会 (6) 農業振興地域整備促進等協議会 (7) 市場運営協議会 (8) 商工業振興審議会 (9) 観光開発審議会 (10) 交通安全対策委員会 (11) モーター類似施設建築審議会</p> <p>3 施 行 公布の日</p>
第 3 号	松本市債権管理条例	<p>1 債権管理の一層の適正化を図るため、市の債権に関する事務処理について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容 (1) 台帳の整備に関する規定 (2) 強制徴収公債権の滞納処分等に関する規定 (3) 非強制徴収債権の強制執行等に関する規定 (4) 債権の放棄に関する規定</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>

第 4 号	松本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例	<p>1 第3次地域主権改革一括法の施行による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 介護予防支援に従事する従業員に係る基準及び員数</p> <p>(2) 指定介護予防支援事業者の運営規程における虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>
第 5 号	松本市地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例	<p>1 第3次地域主権改革一括法の施行による介護保険法の改正に伴い、地域包括支援センターの運営及び職員の基準について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数</p> <p>(1) 保健師その他これに準ずる者 1人</p> <p>(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人</p> <p>(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 1人</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>
第 6 号	松本市風致地区条例	<p>1 第2次地域主権改革一括法の施行による風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令の改正に伴い、都市計画法に基づく風致地区内における建築規制等について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容</p> <p>(1) 風致保全方針に関する規定</p> <p>(2) 風致地区の区分に関する規定</p> <p>(3) 風致地区内における建築物の建築等の行為の許可に関する規定</p> <p>(4) 罰則に関する規定</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>

第 7 号	松本市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	<p>1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長の職務に専念する義務の特例について必要な事項を定めるもの</p> <p>2 主な内容 職務に専念する義務を免除される場合</p> <p>(1) 研修を受ける場合 (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合 (3) その他教育委員会規則で定める場合</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>
第 8 号	松本市組織条例の一部を改正する条例	<p>1 組織の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 地域づくり部、文化スポーツ部及び環境部の設置</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>
第 9 号	松本市職員定数条例の一部を改正する条例	<p>1 行政改革による要員の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 職員の定数 2,066人 → 2,020人</p> <p>3 施 行 27.4.1等</p>
第 10 号	松本市情報公開条例の一部を改正する条例	<p>1 独立行政法人通則法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 引用条項等の整理</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>

第 1 1 号	松本市行政手続条例の一部を改正する条例	1 行政手続法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 行政指導の中止等の求めの手續に関する規定の整備 (2) 処分等の求めの手續に関する規定の整備 (3) 行政指導をする際に相手方に明示すべき事項に関する規定の整備 3 施 行 27.4.1
第 1 2 号	松本市名誉市民条例の一部を改正する条例	1 名誉市民選考委員会の委員の見直しに伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 委員として市長が委嘱する者 市議会議長、副市長、教育委員会委員長、農業委員会会長、町会連合会会長、商工会議所会頭 → 有識者及び市長が必要と認める者 (2) 委員の任期 その職の在任期間 → 委嘱の日から諮問に係る審議が終了するときまで 3 施 行 公布の日
第 1 3 号	松本市市税条例の一部を改正する条例	1 土地及び家屋名寄帳等の写しの交付等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 土地及び家屋名寄帳等の写しの交付手数料に係る規定の整備 1枚 300円 1枚増すごとに100円を加算 3 施 行 27.4.1

第 1 4 号	松本市手数料条例の一部を改正する条例	<p>1 資産に関する証明手数料の規定の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 償却資産に関する証明の件数に係る規定の整備</p> <p>(2) 建築主事による仮使用の認定申請に係る審査手数料の追加</p> <p>(3) 住宅性能評価を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請に係る審査手数料の追加</p> <p>3 施 行 27.4.1等</p>										
第 1 5 号	松本市役所支所の設置に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 地域自治体の設置期間の満了に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>新たに地方自治法に基づいて設置する支所の名称及び位置</p> <table border="1" data-bbox="742 1008 1420 1243"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>松本市役所安曇支所</td> <td>松本市安曇1061番地1</td> </tr> <tr> <td>松本市役所奈川支所</td> <td>松本市奈川3301番地</td> </tr> <tr> <td>松本市役所梓川支所</td> <td>松本市梓川梓2288番地3</td> </tr> <tr> <td>松本市役所波田支所</td> <td>松本市波田4417番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 27.4.1</p>	名 称	位 置	松本市役所安曇支所	松本市安曇1061番地1	松本市役所奈川支所	松本市奈川3301番地	松本市役所梓川支所	松本市梓川梓2288番地3	松本市役所波田支所	松本市波田4417番地1
名 称	位 置											
松本市役所安曇支所	松本市安曇1061番地1											
松本市役所奈川支所	松本市奈川3301番地											
松本市役所梓川支所	松本市梓川梓2288番地3											
松本市役所波田支所	松本市波田4417番地1											
第 1 6 号	松本市地域づくりを推進する条例の一部を改正する条例	<p>1 地域づくりセンターの移転に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>白板地区地域づくりセンターの位置</p> <p>松本市蟻ヶ崎4丁目6番5号</p> <p>→ 松本市城西1丁目6番17-3号</p> <p>3 施 行 27.4.10</p>										

<p>第 1 7 号</p>	<p>松本市介護保険条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 介護保険法施行令等の改正及び介護保険事業計画の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 保険料率の区分 1 2 段階 → 1 1 段階</p> <p>(2) 第 1 号被保険者の保険料率</p> <table border="1" data-bbox="766 481 1444 1153"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正前</th> <th colspan="2">改正後</th> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>率</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 段階</td> <td>32,630 円</td> <td rowspan="2">第 1 段階</td> <td rowspan="2">34,160 円</td> </tr> <tr> <td>第 2 段階</td> <td>32,630 円</td> </tr> <tr> <td>第 3 段階</td> <td>45,680 円</td> <td>第 2 段階</td> <td>47,830 円</td> </tr> <tr> <td>第 4 段階</td> <td>48,950 円</td> <td>第 3 段階</td> <td>51,240 円</td> </tr> <tr> <td>第 5 段階</td> <td>58,740 円</td> <td>第 4 段階</td> <td>61,490 円</td> </tr> <tr> <td>第 6 段階</td> <td>65,270 円</td> <td>第 5 段階</td> <td>68,330 円</td> </tr> <tr> <td>第 7 段階</td> <td>75,060 円</td> <td>第 6 段階</td> <td>78,570 円</td> </tr> <tr> <td>第 8 段階</td> <td>81,580 円</td> <td>第 7 段階</td> <td>85,410 円</td> </tr> <tr> <td>第 9 段階</td> <td>91,370 円</td> <td>第 8 段階</td> <td>99,070 円</td> </tr> <tr> <td>第 1 0 段階</td> <td>97,900 円</td> <td>第 9 段階</td> <td>109,320 円</td> </tr> <tr> <td>第 1 1 段階</td> <td>114,220 円</td> <td>第 1 0 段階</td> <td>122,990 円</td> </tr> <tr> <td>第 1 2 段階</td> <td>120,740 円</td> <td>第 1 1 段階</td> <td>129,820 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 保険料軽減規定の追加</p> <p>3 施 行 2 7 . 4 . 1</p>	改正前		改正後		区 分	率	区 分	率	第 1 段階	32,630 円	第 1 段階	34,160 円	第 2 段階	32,630 円	第 3 段階	45,680 円	第 2 段階	47,830 円	第 4 段階	48,950 円	第 3 段階	51,240 円	第 5 段階	58,740 円	第 4 段階	61,490 円	第 6 段階	65,270 円	第 5 段階	68,330 円	第 7 段階	75,060 円	第 6 段階	78,570 円	第 8 段階	81,580 円	第 7 段階	85,410 円	第 9 段階	91,370 円	第 8 段階	99,070 円	第 1 0 段階	97,900 円	第 9 段階	109,320 円	第 1 1 段階	114,220 円	第 1 0 段階	122,990 円	第 1 2 段階	120,740 円	第 1 1 段階	129,820 円
改正前		改正後																																																						
区 分	率	区 分	率																																																					
第 1 段階	32,630 円	第 1 段階	34,160 円																																																					
第 2 段階	32,630 円																																																							
第 3 段階	45,680 円	第 2 段階	47,830 円																																																					
第 4 段階	48,950 円	第 3 段階	51,240 円																																																					
第 5 段階	58,740 円	第 4 段階	61,490 円																																																					
第 6 段階	65,270 円	第 5 段階	68,330 円																																																					
第 7 段階	75,060 円	第 6 段階	78,570 円																																																					
第 8 段階	81,580 円	第 7 段階	85,410 円																																																					
第 9 段階	91,370 円	第 8 段階	99,070 円																																																					
第 1 0 段階	97,900 円	第 9 段階	109,320 円																																																					
第 1 1 段階	114,220 円	第 1 0 段階	122,990 円																																																					
第 1 2 段階	120,740 円	第 1 1 段階	129,820 円																																																					
<p>第 1 8 号</p>	<p>松本市訪問介護事業の実施に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 引用条項の整理</p> <p>3 施 行 2 7 . 4 . 1</p>																																																						

第19号	松本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) サービスの名称 複合型サービス → 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>(2) 小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員 25人以下 → 29人以下</p> <p>3 施行 27.4.1</p>
第20号	松本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	<p>1 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の改正に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) サービスの名称 複合型サービス → 看護小規模多機能型居宅介護</p> <p>(2) 認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを実施している事業所の市長への届出に係る規定の追加</p> <p>3 施行 27.4.1</p>
第21号	松本市波田保健福祉センター条例の一部を改正する条例	<p>1 福祉センターの休館日の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 休館日 月曜日及び12月29日から1月3日まで → 12月29日から1月3日まで</p> <p>3 施行 公布の日</p>
第22号	松本市児童館条例の一部を改正する条例	<p>1 子育て支援の充実を図るため、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 芳川児童センターのつどいの広場事業に係る利用時間 土曜日を除く午前9時から午後2時まで → 土曜日を除く午前9時から午後5時まで</p> <p>3 施行 27.4.1</p>

第 2 3 号	松本市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例	<p>1 受給資格要件の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 障害者支援医療に係る 18 歳到達年度までの所得制限の廃止</p> <p>3 施 行 27. 4. 1</p>
第 2 4 号	松本市保育所条例等の一部を改正する条例	<p>1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 保育料 児童福祉法に基づいて定められた基準の範囲内で市長が定める額 → 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の状況その他の事情を勘案して市長が定める額</p> <p>3 施 行 27. 4. 1 等</p>
第 2 5 号	松本市立幼稚園条例の一部を改正する条例	<p>1 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による子ども・子育て支援法の施行に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 入園料及び保育料 入園料 8, 000円 保育料 月額15, 000円 → 政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の状況その他の事情を勘案して市長が定める額（入園料は廃止、新たな階層区分で保育料を設定）</p> <p>3 施 行 27. 4. 1</p>

<p>第 2 6 号</p>	<p>松本市営市街地駐車場条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 松本城大手門駐車場の使用料の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 大型自動車の使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="730 392 1455 676"> <thead> <tr> <th rowspan="2">使用時間等</th> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7時30分～ 22時30分</td> <td>30分以内ごと 1台当たり</td> <td>250</td> <td>370</td> </tr> <tr> <td>22時～ 翌日の8時30分</td> <td>1回1台当たり</td> <td>1,740</td> <td>2,590</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 27.4.1</p>	使用時間等	区 分	金 額		改正前	改正後	7時30分～ 22時30分	30分以内ごと 1台当たり	250	370	22時～ 翌日の8時30分	1回1台当たり	1,740	2,590					
使用時間等	区 分	金 額																			
		改正前	改正後																		
7時30分～ 22時30分	30分以内ごと 1台当たり	250	370																		
22時～ 翌日の8時30分	1回1台当たり	1,740	2,590																		
<p>第 2 7 号</p>	<p>松本市営沢渡駐車場条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 使用料の見直し等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 使用料 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="730 1102 1455 1388"> <thead> <tr> <th rowspan="2">車 種</th> <th rowspan="2">単 位</th> <th colspan="2">金 額</th> </tr> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通自動車</td> <td rowspan="4">1日1台</td> <td>500</td> <td>600</td> </tr> <tr> <td>中型自動車</td> <td>—</td> <td>1,200</td> </tr> <tr> <td>大型自動車</td> <td>2,000</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>200</td> <td>300</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 施 行 27.4.1</p>	車 種	単 位	金 額		改正前	改正後	普通自動車	1日1台	500	600	中型自動車	—	1,200	大型自動車	2,000	2,400	自動二輪車	200	300
車 種	単 位	金 額																			
		改正前	改正後																		
普通自動車	1日1台	500	600																		
中型自動車		—	1,200																		
大型自動車		2,000	2,400																		
自動二輪車		200	300																		
<p>第 2 8 号</p>	<p>松本市景観条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 波田地区を加える景観計画の変更に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容 波田地区における県条例による届出基準に係る経過措置の終了</p> <p>3 施 行 公布の日</p>																			

第 2 9 号	松本市屋外広告物条例の一部を改正する条例	1 波田地区を加える景観計画の変更に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 波田地区における広告物等の表示又は設置の県条例による申請基準に係る経過措置の終了 (2) 波田地区における既存不適格広告物の経過措置の規定の整備 3 施 行 公布の日
第 3 0 号	松本都市計画特別業務地区内の建築制限等に関する条例の一部を改正する条例	1 建築基準法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 引用条項の整理 3 施 行 27.6.1
第 3 1 号	松本市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1 簡易水道事業の水道事業への統合等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 (1) 水道事業の給水人口の見直し ア 松本市松本地区水道事業の給水人口 216,000人 → 203,500人 イ 松本市四賀地区水道事業の給水人口 5,160人 → 5,040人 ウ 松本市梓川地区水道事業の給水人口 14,200人 → 16,610人 (2) 関係条例の廃止又は改正 4 条例 3 施 行 27.4.1等
第 3 2 号	松本市水道事業給水条例の一部を改正する条例	1 簡易水道事業の水道事業への統合に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 経過措置規定の整備 3 施 行 27.4.1

第 3 3 号	松本市水道事業分担金等の徴収に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 簡易水道事業の水道事業への統合による分担金の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 梓川地区水道事業（安曇）の分担金の規定の整備 口径13ミリ 108,000円</p> <p>(2) 関係条例の廃止 1 条例</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>
第 3 4 号	松本市教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	<p>1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正等に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 引用法令の整理</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>
第 3 5 号	松本市教育文化センター条例の一部を改正する条例	<p>1 使用料の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容 科学博物館（プラネタリウムを除く。）及び歴史民俗資料館の観覧料（大人（高校生以上）1人1回） 個人 100円 → 無料 団体（20人以上） 80円 → 無料</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>
第 3 6 号	松本市立小学校、中学校条例の一部を改正する条例	<p>1 大規模改造工事等による照明施設の更新に伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 今井小学校運動場の照明使用料 2時間以内 6灯 360円 → 4灯 220円</p> <p>(2) 波田小学校講堂の照明使用料 2時間以内 360円 → 300円</p> <p>(3) 菅野中学校体育館の照明使用料 2時間以内 300円 → 150円</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>

第 3 7 号	松本市心身障害児就学指導委員会設置条例の一部を改正する条例	1 学校教育法施行令の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 委員会の名称 心身障害児就学指導委員会 → 心身障害児就学支援委員会 (2) 委員会の任務 就学に関する判定及び指導 → 就学に関する相談、判断及びその後の支援 3 施 行 公布の日
第 3 8 号	松本市公民館条例の一部を改正する条例	1 公民館の移転新築等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 (1) 移転新築する公民館の名称及び位置 北部公民館 松本市蟻ヶ崎 4 丁目 6 番 5 号 → 白板地区公民館 松本市城西 1 丁目 6 番 1 7 - 3 号 (2) 名称を変更する公民館 西部公民館 → 鎌田地区公民館 3 施 行 2 7 . 4 . 1 0 等
第 3 9 号	松本市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例	1 審議会の所掌事務の見直し等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 所掌事務 教育委員会への建議 → 市長への建議 3 施 行 2 7 . 4 . 1 等
第 4 0 号	松本市体育施設の設置管理等に関する条例の一部を改正する条例	1 体育施設の新設等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 新設する体育施設の名称及び位置 松本市かりがねサッカー場 松本市大字惣社 3 2 5 番地 3 施 行 2 7 . 4 . 1

<p>第 4 1 号</p>	<p>松本市特別職の職員等の給与並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 松本市特別職報酬等審議会の答申等に基づき、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 市長、副市長及び教育長の給料月額の改定 (単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="775 443 1232 636"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>改定前</th> <th>改定後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>1,048,000</td> <td>1,027,000</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>860,000</td> <td>843,000</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>719,000</td> <td>729,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 公平委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の報酬 年額制 → 日額制</p> <p>(3) その他特別職の報酬の引下げ</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>	区 分	改定前	改定後	市 長	1,048,000	1,027,000	副市長	860,000	843,000	教育長	719,000	729,000
区 分	改定前	改定後												
市 長	1,048,000	1,027,000												
副市長	860,000	843,000												
教育長	719,000	729,000												
<p>第 4 2 号</p>	<p>松本市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例</p>	<p>1 国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正の主な内容</p> <p>(1) 給料表の改定 平均引下率 2%</p> <p>(2) 単身赴任手当の引上げ</p> <p>(3) 平日深夜勤務に対する管理職員特別勤務手当の追加</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>												
<p>第 4 3 号</p>	<p>松本市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例</p>	<p>1 特殊勤務手当の見直しに伴い、所要の改正をするもの</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 廃止する手当 ア 特殊車両運転手当 イ 年末年始手当</p> <p>(2) 追加する手当 ア 特殊現場作業手当 イ 災害応急作業等手当</p> <p>3 施 行 27.4.1</p>												

第 4 4 号	松本市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	<ol style="list-style-type: none"> 1 国家公務員の退職手当制度の改正に準じ、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 基本額に加算する調整額の引上げ 3 施 行 27. 4. 1
第 4 5 号	松本市教育職員の退職年金及び退職一時金に関する条例の一部を改正する条例	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正等に伴い、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 引用条項の整理 3 施 行 27. 4. 1等
第 4 6 号	松本市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	<ol style="list-style-type: none"> 1 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の施行による児童扶養手当法の改正に伴い、所要の改正をするもの 2 改正内容 引用条項の整理 3 施 行 公布の日
第 4 7 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	<ol style="list-style-type: none"> 1 国家公務員の給与改定に準じ、所要の改正をするもの 2 改正の主な内容 平日深夜勤務に対する管理職員特別勤務手当の追加 3 施 行 27. 4. 1
第 4 8 号	松本市さわんど温泉スタンド条例を廃止する条例	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の廃止に伴い、本条例を廃止するもの 2 施 行 公布の日

第49号 }	平成26年度補正予算	平成26年度一般会計補正予算 平成26年度特別会計補正予算(13会計) 平成26年度企業会計補正予算(3会計)
第65号		
第66号 }	平成27年度予算	平成27年度一般会計予算 平成27年度特別会計予算(13会計) 平成27年度企業会計予算(4会計)
第83号		
第84号	工事請負契約の締結について(仮称)松本市美鈴湖自転車競技場建設工事)の議決更正について	1 平成26年第1回臨時会で議決された工事請負契約の締結について(仮称)松本市美鈴湖自転車競技場建設工事)の一部を変更するもの 2 変更内容 竣工期限 27.3.27 → 27.6.30
第85号	市有財産の取得について(松本都市計画道路3・2・12号内環状北線整備事業用地)	1 松本都市計画道路3・2・12号内環状北線整備事業用地として大手2丁目地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 370.84㎡ 3 取得金額 2,965万3,242円 4 相手方 中沢裕昌 外1人
第86号	市有財産の処分について(新松本工業団地用地)	1 新松本工業団地用地を処分するもの 2 処分面積 22,072.25㎡ 3 処分金額 5億8,491万4,625円 4 相手方 (株)TOSYS

第 8 7 号	市道の認定について	1 公共性及び利用度の高い生活道路で、市道認定基準に当てはまるものを市道に認定するもの 2 認定路線数 15 路線 3 認定延長 1,481.38m
第 8 8 号	安曇野市・松本市山林組合規約の変更について	1 事務所の位置の変更に伴い、規約を変更するもの 2 変更の内容 事務所の位置 安曇野市三郷明盛 4 8 1 0 番地 1 安曇野市三郷支所内 → 安曇野市豊科 6 0 0 0 番地安曇野市役所内 3 施行 2 7 . 5 . 7
第 8 9 号	市有財産の取得について (市道 7 8 1 7 号線改良事業用地)	1 市道 7 8 1 7 号線改良事業用地として和田地籍の土地を取得するもの 2 取得面積 593.38 m ² 3 取得金額 907 万 8,714 円 4 相手方 渡邊 博之
第 9 0 号	平成 2 6 年度補正予算	平成 2 6 年度一般会計補正予算

2 報告

(1) 市長の専決処分事項の指定にかかわる報告 7 件

- ア 自動車事故にかかわるもの 5 件
- イ 道路事故にかかわるもの 1 件
- ウ その他事故にかかわるもの 1 件